

令和4年2月7日

保護者の皆様へ

尾道市教育委員会
教育長 佐藤 昌弘
尾道市立栗原北小学校
校長 石原 政信

学校で児童生徒や教職員に新型コロナウイルス感染症への感染が
確認された場合の臨時休業等の基準の改訂について

日頃より本市並びに各小中高等学校の教育活動に格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。また、ご家庭でも、新型コロナウイルス感染症への感染防止に努めていただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、広島県においては、新型コロナウイルス感染症の変異株であるオミクロン株の感染急拡大に伴い、保健所業務がひっ迫する状況となっており、当面の間、学校におけるPCR検査が実施できない状況にあります。

そのため、学校で新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の臨時休業等の基準について、文部科学省の新たな基準を参考としながら、別紙のとおり改訂し、臨時休業等の期間は、感染が判明した日を含め5日程度（土日祝を含む。）を目安に、感染の状況把握、児童生徒等への影響を踏まえて判断することとしたので、お知らせします。

なお、県内の感染状況に鑑み、今後も感染拡大が心配されますので、児童生徒及び同居の方が検査（PCR検査・抗原検査）を受けることになった場合には、必ず学校に連絡するようしてください。

また、感染者やその家族等に関する個人情報をソーシャルメディア等によって拡散することや、誹謗・中傷・差別等の行動をとることのないようお願いします。

「心ひとつに つながろう尾道」「思いやりや配慮があるまち尾道」

担当：学校経営企画課

TEL：0848-20-7453

担当：教育指導課

TEL：0848-20-7454

学校で児童生徒や教職員に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応について

令和4年2月4日【改訂】
尾道市教育委員会

1. 児童生徒や教職員のPCR検査・抗原検査に係わる学校から教育委員会への報告について

学校は、教育委員会の担当課へ電話で直ちに報告するとともに、以下の書類を提出する。

- ・新型コロナウイルス感染疑い状況報告書（別紙1）
- ・行動歴（別紙2）（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）からの学校における行動歴）
- ・接触者リスト（別紙3）（児童生徒・教職員）
- ・職員室配席図
- ・関係学級の児童生徒座席表

※接触者の考え方（「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」（R3.8.27 文部科学省）から）

- ・感染者から物理的な距離が近い、または物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

2. 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の当該児童生徒・教職員の扱い

〔児童生徒〕出席停止の措置をとる 〔教職員〕病気休暇等の取得により出勤させない

3. 臨時休業等の基準について

- ・学校は、児童生徒・教職員の新型コロナウイルス感染症への感染を、教育委員会の担当課へ電話で直ちに報告。
- ・教育委員会は、学校内の感染の広がりの状況を踏まえ、以下の基準に基づき、学校の臨時休業等の要否、対象期間を検討。

児童生徒が感染した場合

- 1名以上の感染者が発生し、発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）からの間に、
 - ・当該児童生徒の所属する学級に接触者がおり、かつ、接触者が当該学級以外にいない場合は当該学級を学級閉鎖とする。
 - ・当該児童生徒の接触者が、複数の学級・学年に及ぶ場合、接触者がいる学級、学年を閉鎖、または学校全体を臨時休業とする。
 - ・当該児童生徒の接触者である教職員が複数名に及び、学校運営に支障があると認められる場合は、その状況に応じて、学級閉鎖等の範囲を判断する。
- 臨時休業等の期間は、感染が判明した日を含め5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の状況把握、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

教職員が感染した場合

- 当該教職員からの感染が、他の教職員や児童生徒へ広がっている可能性を調査し、その状況に応じて、学級閉鎖、学年閉鎖、または学校全体を臨時休業とする。
- 臨時休業等の期間は、感染が判明した日を含め5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の状況把握、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。